

前橋市指定一般・特定・障害児相談支援事業運営要領 【新旧対照表】

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。<u>以下「障害者総合支援法」という。</u>)第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業、第51条の17第1項第1号の規定に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく指定障害児相談支援事業(以下「指定相談支援事業」という。)の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号、以下「地域相談支援基準」という。)、同法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号、以下「計画相談支援基準」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号、以下「障害児相談支援基準」という。)並びに前橋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成21年市規則第38号)及び前橋市児童福祉法施行規則(平成21年市規則第41号)によるほか、この要領の定めるところとする。</p> <p>(指定相談支援事業の指定申請)</p> <p>第2条 <u>指定相談支援事業の指定又は更新を受けようとする者は、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定申請に当たり、あらかじめ指定申請書類の内容確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定相談支援事業の指定を受けようとする者は、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定申請に当たり、前項に規定する内容確認を受けた上で、指定を受けようとする日</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業、第51条の17第1項第1号の規定に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく指定障害児相談支援事業(以下「指定相談支援事業」という。)の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号、以下「地域相談支援基準」という。)、同法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号、以下「計画相談支援基準」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号、以下「障害児相談支援基準」という。)並びに前橋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成21年市規則第38号)及び前橋市児童福祉法施行規則(平成21年市規則第41号)によるほか、この要領の定めるところとする。</p> <p>(指定相談支援事業の指定申請)</p> <p>第2条 指定相談支援事業の指定又は更新を受けようとする者は、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定申請に当たり、あらかじめ重要事項説明書の内容確認を受け<u>るものとする。</u></p> <p><u>2 指定相談支援事業の指定を受ける建築物は、検査済証の交付を受けている建築物でなければならない。ただし、建築基準法第12条第5項の規定による建築指導課への報告にて、建築当時の建築基準法に適合しているこ</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>が属する月の前月10日までに指定申請書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定相談支援事業の更新を受けようとする者は、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定申請に当たり、第1項に規定する内容確認を受けた上で、指定有効期間満了日が属する月の10日までに指定申請書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定相談支援事業の指定又は更新を受けようとする者は、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定申請に当たり、あらかじめ重要事項説明書の内容確認を受けなければならない。</u></p> <p>(事故の報告)</p> <p>第3条 地域相談支援基準第36条、同基準第45条において準用する第36条、計画相談支援基準第28条及び障害児相談支援基準第28条に規定する利用者、障害児又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対する指定相談支援事業の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、<u>「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき実施するものとする。</u></p> <p><u>2 削除</u></p> <p>(契約内容の報告)</p> <p>第4条 事業者は、地域相談支援基準第6条に規定する指定地域移行支援の利用に係る契約、同基準第45条において準用する第6条に規定する指定地域定着支援の利用に係る契約、計画相談支援基準第6条に規定する指定計画相談支援の利用に係る契約及び障害児相談支援基準第6条に規定す</p>	<p><u>とが認められた建築物については、この限りでない。</u></p> <p>(事故の報告)</p> <p>第3条 地域相談支援基準第36条、同基準第45条において準用する第36条、計画相談支援基準第28条及び障害児相談支援基準第28条に規定する利用者、障害児又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対する指定相談支援事業の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、<u>次のいずれかに該当する場合に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故により利用者等が死亡した場合</u></p> <p><u>(2) 事故による怪我等により利用者等が医療機関に受診し、治療を要する場合</u></p> <p><u>(3) 事故により損害賠償が生じる場合</u></p> <p><u>(4) その他利用者が関わる重大な事故又は事件等が生じた場合</u></p> <p><u>2 前項の連絡は事故処理が済み次第、「利用者事故等報告書」(別記様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急性の高い事故については、事故発生後速やかに電話等にて連絡を行うものとする。</u></p> <p>(契約内容の報告)</p> <p>第4条 事業者は、地域相談支援基準第6条に規定する指定地域移行支援の利用に係る契約、同基準第45条において準用する第6条に規定する指定地域定着支援の利用に係る契約、計画相談支援基準第6条に規定する指定計画相談支援の利用に係る契約及び障害児相談支援基準第6条に規定す</p>

改 正 案	現 行
<p>る指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたとき又はサービスの提供が終了したときは、「契約内容報告書」（別記様式第2号）により、延滞なく報告<u>しなければならない</u>。</p> <p>（災害被害の報告）</p> <p>第5条 事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告<u>しなければならない</u>。</p> <p>(1) 被害報告の第一報として、「災害被害報告（速報）」（別記様式第3号）により、速やかに報告<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) 前号の報告後、「災害被害報告（詳細）」（別記様式第4号）により、速やかに詳細な被害状況を報告<u>しなければならない</u>。</p> <p>（他法令の遵守）</p> <p>第6条 事業者は、事業を実施するにあたり、<u>前橋市暴力団排除条例その他</u>の<u>関係する法令を遵守しなければならない</u>。</p> <p><u>2 指定相談支援事業の指定を受けようとする者は、指定相談支援事業の指定所の指定申請に当たり、前橋市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づき、誓約書（同要綱様式第1号）を提出しなければならない。</u></p> <p><u>（相談支援給付費等算定に係る体制等に関する届出）</u></p> <p><u>第7条 事業者が、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の体制及び加算に係る届出をしようとするときは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成18年10月31日障発第1031001号及び平成24年3月30日障発0330第16号）に基づき、行うものとする。</u></p> <p><u>2 事業者は、前項の届出のうち報酬単位が減少する届出については、前項の規定にかかわらず、事実が発生した日から1か月以内に届出を行うものとする。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成24年9月11日から施行し、平成24年4月1日から</p>	<p>る指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたとき又はサービスの提供が終了したときは、「契約内容報告書」（別記様式第2号）により、延滞なく報告<u>するものとする</u>。</p> <p>（災害被害の報告）</p> <p>第5条 事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告<u>するものとする</u>。</p> <p>(1) 被害報告の第一報として、「災害被害報告（速報）」（別記様式第3号）により、速やかに報告<u>するものとする</u>。</p> <p>(2) 前号の報告後、「災害被害報告（詳細）」（別記様式第4号）により、速やかに詳細な被害状況を報告<u>するものとする</u>。</p> <p>（他法令の遵守）</p> <p>第6条 事業者は、事業を実施するにあたり関係する法令を遵守しなければならない。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年9月11日から施行し、平成24年4月1日から</p>

改 正 案	現 行
<p>適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年5月8日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年12月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第7条第2項の規定は、令和5年10月1日以後に算定される報酬について適用する。</u></p>	<p>適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年5月8日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年12月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p>